

岡安証券株式会社

【 2007 年度版 】

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	岡安証券株式会社
代表者名	代表取締役社長 吉村光弘
所在地	大阪市中央区南船場二丁目1番3号
電話番号	06-6266-0014

② 会社の沿革

年 月	概 要
大正 13 年 4 月	創業
昭和 8 年 12 月	資本金 30 万円で株式会社大塚商店に改組
昭和 19 年 4 月	大塚証券株式会社と商号変更 (資本金 100 万円)
昭和 43 年 4 月	証券取引法第 28 条第 2 項第 1・2・4 号免許取得
昭和 62 年 8 月	東京支店開設
昭和 62 年 10 月	資本金 5 億 66 万円に増資
昭和 63 年 3 月	証券取引法第 28 条第 2 項第 3 号免許取得
昭和 63 年 6 月	梅田支店開設
平成 2 年 1 月	西大寺営業所開設
平成 7 年 11 月	梅田支店閉鎖
平成 10 年 7 月	東京支店閉鎖
平成 10 年 12 月	証券取引法改正により証券業のみなし登録申請
平成 12 年 9 月	本店所在地 中央区北浜から中央区島之内に移転
平成 13 年 6 月	農林水産省より商品先物取引業の取次業務、許可取得
平成 13 年 6 月	西大寺営業所閉鎖
平成 13 年 10 月	経済産業省より商品先物取引業の取次業務、許可取得
平成 14 年 2 月	生命保険の募集に関する業務、及び損害保険の代理店業務
平成 14 年 10 月	通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
平成 15 年 1 月	日本クリアリング機構の参加資格の取得
平成 15 年 7 月	住吉営業所閉鎖
平成 16 年 12 月	ジャスダック証券取引所へ加入
平成 17 年 6 月	日本商品委託者保護基金へ加入
平成 18 年 7 月	岡安証券株式会社と商号変更
平成 18 年 7 月	本店所在地 中央区島之内から中央区南船場に移転

③ 会社の目的

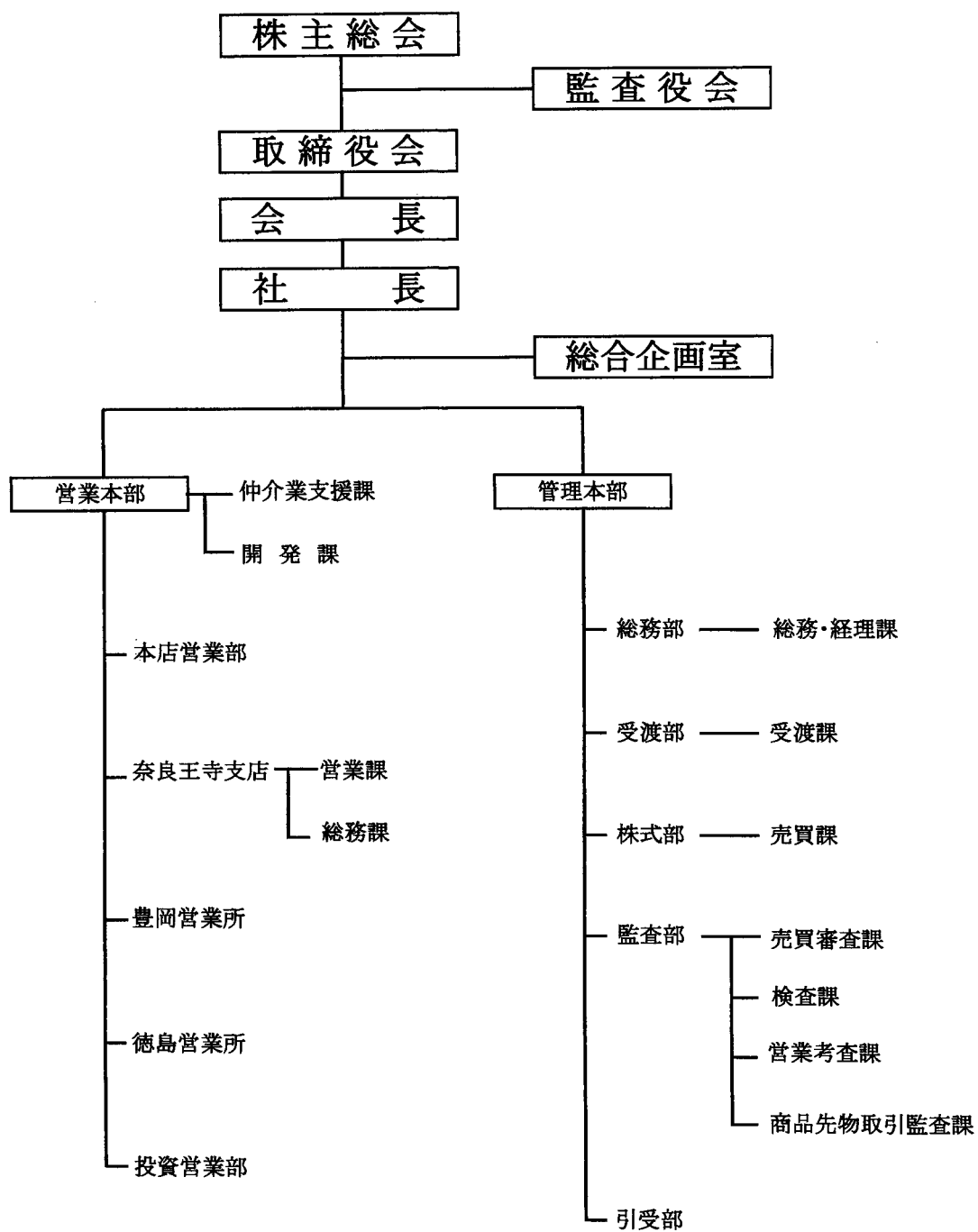
- (1) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- (2) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (3) 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (4) 「有価証券の引受け及び売出し」
有価証券の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で、顧客に販売する業務であります。
- (5) 「有価証券の募集及び売出しの取扱い」
有価証券の発行者または引受人から委託を受けて、あらたに発行される有価証券、または既に発行された有価証券をひろく一般に均一の条件でその取得をすすめ、買付けの申込みを受ける業務で、売れ残りが生じた場合にはこれを委託者に戻すことができます。
- (6) 「累積投資業務に係る取次業務」
顧客よりの新光MRF、MMF、公社債投信を、自動継続投資約款に基づいて、指定証券会社に取次ぐ業務であります。
- (7) 「証券先物取引業務」
証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。
- (8) 「商品先物取引業務」
商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の全ての売買及び売買取引の取次業務。
- (9) 「保険業務」
生命保険の募集に関する業務、及び損害保険の代理店業務。
- (10) 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務。
- (11) その他証券業に関する業務。
- (12) 前各号に附帯する業務。

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営の組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(イ) 商品先物市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た取次業務を行うことのできる商品取引員であり、下記の商品市場における取引の委託の取次業務を行っております。

(許可番号:農林水産省令 17 総合第 34 号) (経済産業省 平成 17. 04. 05 商第 3 号)

取引所名 市場名	農産物	貴金属	ゴム	石油	アルミ	砂糖	農飼指数	ニッケル	鉄スクラップ	上場品目
東京穀物品取引所	○									小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミル、とうもろこし、アビカコーヒー、ロブスターコーヒー、野菜、生糸
東京工業品取引所		○	○	○	○					金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、ガソリン、灯油、原油、ゴム(RSS3 号)
中部大阪商品取引所								○	○	ニッケル、鉄スクラップ
関西商品取引所						○	○			粗糖、国際穀物等指数 コーヒー指数

* (1) 取引所における取引注文の執行は、岡安商事(株)に委託しております

(ロ) 証券業 (証券取引法第 2 条第 8 項)

(ハ) 証券業付随業務 (証券取引法第 34 条第 2 項及び第 4 項)

(二) 保険業務 (保険業法第 2 条第 22 項)

⑤ 営業所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	大阪市中央区南船場二丁目1番3号 上山ビル	06-6266-0014
奈良王寺支店	奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目7番23号 亀井ビル	0745-72-2691
豊岡営業所	兵庫県豊岡市千代田町9番40号	0796-22-4107
徳島営業所	徳島市八百屋町3丁目26番地 大同生命徳島ビル	088-653-6121
計 4 店		

⑥ 財務の概要 (平成19年3月期決算)

(a) 資本金	500,660千円
(b) 純資産額 *1	1,468,564千円
(c) 総資産額	8,389,604千円
(d) 営業収益	1,263,970千円
(うち商品委託手数料)	(148,512千円)
(e) 経常損失	392,702千円
(f) 当期純損失	74,438千円

*1 純資産額は、商品取引所法第214条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により、算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 6,513,200株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名又は名称	所有株式数	出資比率
株式会社ハーベストフューチャーズ	1,290千株	19.8%
岡本 安明	1,176千株	18.1%
株式会社岡安	1,116千株	17.1%
岡本 昭治	978千株	15.0%
佐藤 陽紀	652千株	10.0%
岡安不動産株式会社	652千株	10.0%
岡本 みどり	325千株	5.0%
岡本 貴行	162千株	2.5%
岡本 安功	162千株	2.5%
計	6,513千株	100.0%

⑨ 役員の状況

役名及び職名	氏名(生年月日)	所有株式数
代表取締役 社長	吉村光弘 (昭和10年7月3日生)	千株 —
取締役 営業本部長	加井秀治 (昭和29年2月7日生)	—
取締役	岡本安明 (昭和31年8月25日生)	1,176
監査役 (常勤)	山西征治 (昭和16年5月24日生)	—
監査役 (非常勤)	岡本昭治 (昭和33年5月8日生)	978
監査役 (非常勤)	佐藤陽紀 (昭和18年8月16日生)	—

監査役、岡本昭治、佐藤陽紀両氏は、会社法第2条第16号に定める
社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男性	女性	営業	非営業
従業員数	94名	73名	21名	48名	46名
平均年齢	43才1ヶ月	44才1ヶ月	39才9ヶ月	41才6ヶ月	44才9ヶ月
平均勤続年数	10年6ヶ月	10年6ヶ月	10年6ヶ月	10年3ヶ月	10年9ヶ月
外務員数	45名	41名	4名	42名	3名

(注) 外務員数は、商品先物取引の登録外務員数です。

2. 営業の状況

① 営業方針

当社の営業方針といたしましては、お客様の要望と適合性に沿った商品の提案営業を第一に考えて営業を奨めて参ります。

また、対面営業の特性を活かして、証券市場や商品市場のその時々有利な方の商品を提供することによって、お客様により一層貢献してまいりたいと考えております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

株式市場は前期に発生したライブドアショックを引きずり、新興市場が終始軟調に推移したため、個人投資家の投資意欲が減退し、全体の出来高が減少したことの影響も受けて、期待するほどの業績をあげることができませんでした。

商品市場は貴金属市場が前期に引き続き堅調な展開となり、原油市場も期中に高値を付けるなど活況を呈しましたが、当社におきましては、営業員の減少もあり、預り資産の増大が図れず、前期を大幅に下回る結果となった次第であります。

③ 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、景気回復が続く中、日銀が7月に利上げを実施し、5年4ヶ月ぶりにゼロ金利を解除し、今年2月に追加利上げを実施いたしました。

このような環境の中で株式市場は日経平均が1万8千円台まで上昇し、東京証券取引所第一部の売買代金も初めて600兆円を突破しました。しかしながら、当社の主力顧客である個人の投資意欲の減退等により当期の営業収益は1,263百万円、経常損失392百万円となり、特別利益を計上し、当期純損失74百万円、前期比107百万円の損失増加となり、市場環境を考えれば誠に不本意な結果となりました。

(1) 営業成績及び財産の状況

営業収益	1,263,970千円
(うち商品委託手数料)	(148,512)千円
経常損失	392,702千円
当期純損失	74,438円
1株当たりの当期純損失	11円42銭
総資産	8,389,604千円
純資産	1,077,261千円

(2) 商品先物取引委託手数料

貴金属市場	105,469千円
ゴム市場	5,502千円
石油市場	6,654千円
農産物市場	30,887千円
指数	0千円
鉄スクラップ	0千円
合計	148,512千円

④ 対処すべき課題

経営陣の刷新により営業力が組織化され、営業収入が顕著に増加の傾向にあります。今後更に預かり資産を組織として管理し活性化することで顧客の維持拡大を図り、収益基盤を強化すること、一方では経費の削減により、収益に見合った経費構造を確立することが緊急課題であります。

⑤ 受託業務管理規則

商品先物取引受託業務管理規則

岡安証券株式会社

第1条 目的

この規則は、当社が商品先物取引を行う委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について定めたものである。

第2条 管理組織

当社は、受託業務等に係る管理責任の明確化を図るため、以下の通り規定する

- (1) 総括管理責任者は管理本部担当取締役又は管理本部担当執行役員とし、社内管理の最高責任者として受託業務等の総括管理及び職務の統括調整を行うものとする。
- (2) 統括管理責任者は、管理本部・監査部担当責任者とし、副責任者として総括管理責任者を補佐し、監査部の職務並びに受託業務に係る統括調整を行うものとする。
- (3) 管理担当者は、本支店並びに営業所の営業責任者とし、営業部内の受託業務に係る管理指導及び統括管理責任者と営業との不断の調整を行うものとする。

第3条 監査部の職務

監査部は、誠実にして適正な受託業務を確保するため下記職務を遂行する。

- (1) 勧誘活動に関する外務員への指導監督並びに健全な委託者層を拡大させ、適正な受託業務を遂行するために行う顧客の適合性の審査及びこれに付随する調査
- (2) 異常な兆候が認められた場合の迅速・適切な措置、並びに不相応な取引に対する適切な指導
- (3) 委託者に対する訪問又は電話による精査
- (4) 外務員等のサービス状況の掌握と指導
- (5) 不正資金の流入を防止し、入金累計額が第12条第2項及び第3項に定める額を超えた場合は統括管理責任者と共に調査を行い、事故防止へ新規建玉を抑制する等の適切な指導措置
- (6) 外務員に対する指導と監視並びに不適切な行為に対する迅速な措置
- (7) 審査及び精査記録の保存
- (8) 営業活動並びに受託業務に係る法令・諸規則の適用解釈や諸問題の解決に関する質問・問合せに対する適切な判断及び助言
- (9) 委託者からの相談・苦情・紛争に対する迅速かつ適切な処理
- (10) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

第4条 商品先物取引不適格者の参入防止

当社は次の各号の一に該当する場合には、適合性の原則に照らし商品先物取引の勧誘及び受託を行わない。但し、(6)～(11)に該当する場合において、「本人自らが適合性の原則に照らして原則として不適当と認められる勧誘の対象者であることを理解していると共に、不適当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している」旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、第2条に定める総括管理責任者が別に定める『審査要領』第4条に基づき適合性の審査を行い、勧誘並びに受託を適と判断した場合にはこの限りでない。なお、不適当と認められない例外の要件は『審査要領』に定めるものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 長期入院療養者及びそれに準ずる者(身体に著しいハンディのある者を含む)
 - (3) 母子家庭、並びに生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
 - (4) 破産者で復権を得ない者
 - (5) 借入によって商品先物取引を行おうとする者
 - (6) 恩給、年金、退職金、保険金等の受給で、主として生計を維持している者
 - (7) 一定以上の収入を有しない者
 - (8) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、農業・漁業協同組合等、金融機関に勤務する者で公金出納取扱者
 - (9) 法人及び公共団体等の公金出納取扱者
 - (10) 満30歳未満、及び満75歳以上の者
 - (11) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引
- 2 新たに勧誘を行おうとする顧客について、第1項(1)～(5)に該当することが判明した場合は直ちに勧誘を中止し、該当しないことが確認されるまで勧誘を行ってはならない。
- 3 取引中の委託者に、第1項の該当者を発見したときは、当該委託者へ建玉の終了又は縮小を要請し、該当しないことが確認されるまで新たな受託を行わない。
但し、第1項の(6)～(11)に該当する委託者については「本人自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解していると共に例外の要件を自らが満たすことについて確認している」旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、第2条に定める総括管理責任者が『審査要領』第4条に基づき適合性の審査を行い、勧誘並びに受託を適と判断した場合にはこの限りでない。

第5条 顧客への勧誘

商品先物取引の勧誘にあたっては、勧誘相手に対し、会社名・所属部署・氏名及び勧誘の目的が商品先物取引であることを明確に告知するとともに、勧誘を受ける意思の有無を確認しなければならない。

- 2 商品先物取引の勧誘にあたっては、その委託を行わない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む)を表示した顧客に対し委託の勧誘を行ってはならない。
- 3 第1項に掲げる勧誘を受ける意思を表示した顧客については、氏名、年齢、勧誘日時、会話内容等を記録並びに保管する。また、勧誘を受ける意思のない者についてはその情報を社内開示し、再勧誘の防止に努めなければならない。
- 4 商品先物取引の勧誘にあたっては、顧客に対し、社会通念上迷惑と覚えさせるような次の各号に掲げる勧誘を行わない。但し、顧客の事前の指示及び承諾に基づく場合にはこの限りでない。
 - (1) 午後8時以降、早朝8時までの勧誘行為

- (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘行為
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘行為
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘行為

第6条 事前交付書面等の交付と説明

当社は、商品先物取引の契約締結に際し、「受託契約準則」、「商品先物取引委託のガイド」及び「取引本証拠金額一覧」等の関係書類を交付し、次の事項について十分な説明を行う。

- (1) 商品先物取引の仕組み
商品先物取引は現物の取引とは異なり、取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスクハイリターン取引であること。
 - (2) 商品先物取引の損失発生リスク
商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
 - (3) 取引証拠金等の種類
 - (4) 委託手数料を含めた損益の計算
 - (5) 商品取引所法並びに諸規則に定められた禁止行為の概要とその趣旨
 - (6) その他商品取引所法第217条第1項第4号に基づく商品取引所法施行規則第104条に定める事項
- 2 説明に当たっては、まず初めに前項(1)(2)の商品先物取引の危険性について十分な説明を行い、顧客に対し理解の確認を書面により求め、その後(3)(4)(5)(6)についても同様に説明を行い、それらの内容の理解の確認を書面により求めるものとする。
- 3 顧客から、「受託契約準則」「商品先物取引委託のガイド」及び「取引本証拠金額一覧」の交付とあわせて、前項の説明を受け且つ各号ごとの内容を理解できた旨の「受領書」を徴求する。

第7条 取引意思の確認

当社は商品先物取引を行おうとする顧客に対し、「勧誘の説明及び交付書面の内容を理解した上で顧客が自主的に取引に参加する意思」を確認するとともに、顧客自らの属性を把握するために第2項及び第3項の書面の差し入れを求める。

- 2 顧客が、第6条1項に定める事前交付書面の説明を受け、「適合性の原則に照らし、商品先物取引の仕組みや損失発生リスクを理解し、自己責任において取引を行う」旨を確認して、次の事項を記載した口座開設の申込書を徴収する。
- また、投資可能資金額の記入に当たっては、事前にその内容について十分な説明を行い、顧客に理解させなければならない。
- (1) 事前交付書面の説明を受け、その内容を理解した旨
 - (2) 商品先物取引の特性並びに仕組みについて理解した旨
 - (3) 商品先物取引の損失発生リスク及び取引の自己責任原則について承知している旨

- (4) 取引本証拠金以外にも取引追証拠金等の追加を求められることについて承知している旨
 - (5) 投資可能資金額
投資可能資金額とは、商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等の性質を十分理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入可能な資金総額であり、取引開始後にあつて、損失（評価損を含む。）及び手数料並びに手数料に係る消費税（以下「損失額」等という。）が発生している場合には、当初届出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額が投資可能資金額となる。
 - (6) その他情報の入手方法等必要とする事項
- 3 商品先物取引の委託を行おうとする顧客について、適合性の原則に照らしその属性を確認するために、次の事項を記載したお客様アンケートを徴収する。
- (1) 氏名、住所、生年月日、職業、性別
 - (2) 勤務先名、勤務先住所・職業分類、役職名、業種
 - (3) 年収、資産の状況
 - (4) 投資経験の有無及びその程度等
 - (5) その他適合性の原則に関わる顧客属性
- 4 健全な委託者の導入を図るため、「本人確認法」及び「個人情報保護法」に基づき、商品先物取引を行おうとする顧客に対し、住所、年齢等を明確にするための証明書（運転免許証、各種健康保険証等）の提出を求めることとする。
- 5 法人委託者は、所在地と責任者及び業務内容を確認のため登記簿謄本等の書面の提出を求める。

第8条 審査

監査部は、適合性の原則に照らし、別に定める『審査要領』に基づき、以下の事項について審査を行うものとする。

- 2 第4条各項に定める新規顧客に関する適合性の審査は、取引を行おうとする顧客毎に前条により取得した顧客情報等に基づき、次に掲げる事項を記載した顧客カードを作成し、監査部に提出して審査を求めることにより行う。なお、顧客カードの記載事項に変更があった場合にはその都度更新するよう努めるものとする。
- (1) 氏名・性別・生年月日・家族構成・住所及び連絡先
 - (2) 職業・会社名・役職及び勤務先住所
 - (3) 資産及び収入の状況
 - (4) 投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無
 - (6) その他必要と認める事項
- 3 第10条第1項並びに第2項第2号及び第11条に定める委託者の保護育成措置に関する審査
- 4 監査部は、提出された顧客カードの内容を基に顧客の適合性を確認し、受託審査の所見を記して第2条に定める統括管理責任者へ提出する。統括管理責任者は記載

内容の点検を行い勧誘及び受託の適否を判断する。但し第4条第1項並びに第3項及び第10条第2項第2号に該当する顧客については、第2条に定める総括管理責任者が別に定める『審査要領』に基づき勧誘及び受託の適否を判断する。

- 5 監査部は、勧誘及び受託の適否の審査について、判断理由・根拠を顧客カードに記録するとともに、取引終了後3年間整備保管するものとする。

第9条 受委託契約の締結

商品先物取引の委託契約を締結しようとする顧客について、前条に定める審査が未了の当該顧客から約諾書・通知書の差入れ、証拠金の預託、売買の受注をしてはならない。

第10条 委託者の保護育成措置

商品先物取引市場への参加に相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、適合性の原則に照らし、直近3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない者を投資経験のない委託者とする。

- 2 投資経験のない委託者又は同等と判断される経験の浅い委託者には、次に掲げる保護育成措置を講ずる。

- (1) 当該委託者については、3ヶ月の習熟期間を設ける。
- (2) 勧誘及び受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成のため、当該委託者については別に定める『審査要領』第5条に基づき、投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘及び受託を行わないこととする。

但し、当該顧客が投資可能資金額の3分の1を超える取引を希望する場合にあつて、商品先物取引に習熟しているかについて、第2条に定める総括管理責任者が『審査要領』第5条に基づき適合性の審査を行い、勧誘並びに受託を適と判断した場合にはこの限りでない。

- (3) 監査部は、初回建玉後、速やかに訪問又は電話（並行したアンケート調査）により、以下に掲げる事項について理解度精査を実施しなければならない。

なお、理解度精査は、習熟期間中の委託者について月1回以上実施するものとし、当該精査の結果、理解度が不十分と思われる委託者に対しては、習熟の期間延長等の適切な指導措置を講じる。

- ①「商品先物取引委託のガイド」の記載内容の理解
- ②商品先物取引の仕組みと損失発生リスクの理解
- ③取引証拠金等の区別と理解（特に取引追証拠金）
- ④投資可能資金額の認識
- ⑤損益計算の理解
- ⑥売買報告書及び残高照合書等の確認
- ⑦担当外務員からの情報提供及びサービス内容への意見
- ⑧顧客属性等変更に関する内容の確認
- ⑨その他必要と認める事項についての理解及び確認

- 3 監査部は、前項の精査内容に関する記録を作成し、取引終了後も3年間整備保管する。

第11条 習熟期間経過後の取扱い

習熟期間の3ヶ月を経過した委託者から、当初若しくは直近の投資可能資金額を超える取引を希望する旨の申し出があった場合は、「自らの取引状況等を把握していること及び新たに設定する投資可能資金額並びにその裏付けとなる資産を有している」旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、第2条に定める統括管理責任者が認めた場合に限り取引を拡大することができる。

第12条 取引状況の把握

監査部は、委託者の保護育成を図り受託業務の適正な運営を確保するために、取引状況を精査し把握すると共に、必要とする場合は改善指導等の措置を講ずる。

- 2 監査部は、入金累計額が1千万円・3千万円・5千万円の各額を超える毎に、当該委託者から資金調達方を調査する。調達に疑問が生じた時は、取引中の建玉を終了又は縮小を要請し、担当外務員に調達方の疑問解消まで新たな受託をしないよう指導する。
- 3 監査部は、入金累計額が当初若しくは直近の投資可能資金額を超える場合、当該委託者の取引状況並びに超過事由等について、監査部及び統括管理責任者が精査し、適切な指導等を講ずる。
- 4 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、速やかに決済するよう要請するとともにその後の入金は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。
- 5 前項の精査並びに指導内容に係る記録は、10年間保管するものとする。

第13条 取引本証拠金の額等に係わる措置

取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

- 2 取引本証拠金の額等に係わる社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

第14条 取締役会への報告

管理本部は、職務遂行状況と本規則の遵守状況を取締役に適宜報告する。

第15条 受託業務における禁止事項

商品先物取引の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法・同法施行規則・受託契約準則及び日商協自主規制規則「受託等業務に関する規則」に拠る定めその他、本規則の趣旨に反する行為をしてはならない。

第16条 違反者に対する懲戒

管理本部は、前条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対し、就業規則第4章第3節の規定に則り取締役会の議を経てこれを懲戒する。

第17条 取締役会の承認

本管理規則の改訂及び社内管理措置に改善を要する事項は、取締役会へ報告し承認を受けるものとする。

第18条 本規則の届出

本規則は、日本商品先物取引協会に届け出る。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成13年6月15日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成13年10月22日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成15年4月1日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成15年6月6日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成16年5月6日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成17年5月1日より実施する。
本則改正に伴い「経験のない新たな委託者からの受託に関わる取扱要領」を改廃する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成17年7月1日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て商号を変更し、平成18年7月18日より実施する。

付 則 この規則は、取締役会に承認を得て平成19年4月24日より実施する。

審 査 要 領

岡安証券株式会社

第1条 目 的

当社が商品先物取引受託業務を行うにあたり、商品取引所法並びに委託者保護ガイドライン及び日本商品先物取引協会の自主規制規則「受託等業務に関する規則」に則り、当社受託業務管理規則に基づく審査業務及びその運用に関し、審査要領並びにその基準を定め、委託者保護及び適正な受託業務に万全を期することを目的とする。

第2条 審査体制

受託業務管理規則(以下、「管理規則」という。)第2条に定める総括管理責任者は、適合性の原則に照らし、原則として不相当と認められる勧誘の適用除外に係る審査及び商品先物取引の未経験者に対する保護育成期間中の取引制限の解除に係る審査の最終審査を行うものとする。

- 2 管理規則第2条に定める統括管理責任者は、適合性の原則に照らし、審査基準に基づき厳格に審査し、その適否を判断すると共に当該判断の理由・根拠を記録し、監査部に保存させなければならない。なお、前項の審査にあつては、審査結果を総括管理責任者へ上申し、総括管理責任者による審査の結果並びに判断理由・根拠を記録し、監査部に保存させなければならない。

第3条 審査手順

監査部は、商品先物取引の勧誘並びに受託を行うにあたり、適合性の原則に照らして管理規則第6条に定める商品先物取引の仕組み並びに損失発生リスクその他について十分に説明し、その確認がなされているかを厳格に審査しなければならない。

- 2 監査部は、管理規則第8条に基づき、以下の必要書類の提出を受け、担当外務員のヒヤリングを交えて審査を行う。
 - (1) 商品先物取引事前審査申請書
なお、当該申請書には、審査内容・結果及び受託の適否を記載するものとする。
 - (2) 顧客カード
なお、当該カードには、勧誘並びに受託の適否の判断根拠を記録するものとする。
 - (3) 口座開設申込書
 - (4) お客様アンケート
当該アンケートの徴収に当たっては、顧客の年収、金融資産の内容および有価証券取引等の経験内容をヒヤリングするものとする。
 - (5) 本人確認書

第4条 適合性の審査基準

以下に掲げる者は、適合性の原則に照らして常に不相当と認められることから、いかなる場合であっても勧誘並びに受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 長期入院療養者及びそれに準ずる者(身体に著しいハンディのある者を含む)

- (3) 母子家庭、並びに生活保護法被適用者及びその世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 借入によって商品先物取引を行おうとする者

2 以下に掲げる者は、原則として勧誘並びに受託を行わない。但し、顧客本人が「適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解していると共に、不相当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している」旨の「申出書（本人自書）」の提出を受け、次項の不相当と認められない例外の要件を満たす場合であって、総括管理責任者が本要領に基づく審査を行い、勧誘並びに受託を適と判断した場合にはこの限りでない。

- (1) 恩給・年金・退職金・保険金等の受給で、主として生計を維持している者（年金等の収入が収入全体の過半を占める場合をいう）
- (2) 一定以上の収入を有しない者（一定以上の収入とは、年間500万円以上のものをいう）
- (3) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局、農業・漁業協同組合等、金融機関に勤務する者で公金出納取扱者
- (4) 法人及び公共団体等の公金出納取扱者
- (5) 満30歳未満、及び満75歳以上の者
※70歳以上の高齢者についても原則勧誘対象としてはならない。
- (6) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引
※取引を継続するために追証拠金等を預託することにより、取引証拠金等の金額が投資可能資金額を超えることとなる場合、顧客に対し追証拠金等を支払って取引を継続するよう勧める行為は、適合性原則に照らして原則として不相当と認められる勧誘に該当する。

3 前項に掲げる者の勧誘並びに受託について不相当と認められない例外の要件は以下のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号の者については、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 前項第5号の者については、顧客が直近の3年以内に延べ90日以上に亘り、商品先物取引を行った経験があることなど、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験があると認められ、かつ、商品先物取引の仕組み・リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
- (3) 前項第6号の場合については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失しても生活に支障がない範囲で設定されており、かつ、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。

4 取引中の委託者が第1項各号及び第2項各号に該当することとなった場合には、当該委託者に対して取引の終了又は建玉の縮小を要請する。但し、第2項各号に該当する委託者については、第2項但書に定める審査を行うものとする。

第5条 委託者の保護育成措置

監査部は、受託業務管理規則第10条に基づき、新規の委託者について、商品先物取引の経験等の審査並びに精査を行い、その結果に基づき以下の保護育成措置を講ずる。

- (1) 直近3年以内の延べ90日以上の商品先物取引の経験を有しない者を投資経験の

ない委託者と定める。

(2) 投資経験のない委託者として認定した場合は、3ヶ月の習熟期間を設ける。なお、その場合には顧客カードに投資経験のない委託者である旨及び習熟期間を記載する。

(3) 監査部は、当該委託者の習熟期間中の商品先物取引について、顧客の申告した投資可能資金額の3分の1を超える取引の勧誘及び受託を行わないよう取引状況等を注視し指導を行う。但し、委託者本人が投資可能資金額を超える取引を希望する場合にあって、自らが商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解していると共に当該要件を自らが満たすことについて確認している旨の『申出書(本人自書)』を提出する場合であって、当該委託者が商品先物取引を理解していることについて客観的に確認ができ、統括管理責任者が勧誘並びに受託を適と判断した場合にはこの限りでない。

※当該期間において、商品先物取引の経験がない顧客に対し投資可能資金額の引上げを勧めることは、適合性原則に照らして不相当と認められる勧誘となる。

2 監査部は、初回建玉後に速やかに訪問又は電話により以下に掲げる内容の理解度精査を実施しなければならない。なお、理解度精査は、習熟期間中の委託者について月1回以上実施するものとし、当該精査の結果が不十分と思われる委託者に対しては、習熟期間の延長等の適切な指導措置を講じる。

(1) 「商品先物取引—委託のガイド—」記載内容の理解

(2) 商品先物取引の仕組みと損失発生リスクの理解(商品先物取引の危険性の了知確認)

(3) 取引証拠金等の区別と理解(特に取引追証拠金)

(4) 投資可能資金額の認識(投資可能資金額についての理解確認と記入額)

(5) 損益計算の理解

(6) その他顧客属性等に関する事項

(7) 担当外務員との情報提供及びサービスの内容(売買報告計算書、残高照合通知書の内容理解確認)

(8) 顧客属性等の変更に関する内容

第6条 習熟期間経過後の取扱

監査部は前条第1項第2号に定める習熟期間の3ヶ月を経過した委託者から、当初若しくは直近の投資可能資金額を超える取引拡大の申出があった場合には、管理規則第11条に基づき自らの取引等の状況を把握し理解していること、新たに設定する投資可能資金額並びにその裏付けとなる資産を有している旨の『申出書(本人自書)』の提出を受け、管理規則第2条に定める統括管理責任者が認めた場合に限り取引を拡大することができるものとする。

第7条 取引状況の把握

監査部は、管理規則第12条に定める委託者の保護育成を図り受託業務の適正な運営を確保するために、次の内容について取引状況を精査し、必要とする場合は改善指導を行う。

①入金累計額1000万円・3000万円・5000万円の各額を超えることとなった委託者

②入金累計額が当初若しくは直近の投資可能資金額を超えることとなった委託者

③不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した委託者

第8条 取締役会の承認

本審査要領及び審査基準は、受託業務管理規則改訂等に準じ、取締役会へ報告し承認を得るものとする。

第9条 本審査要領の届出

本審査要領は、日本商品先物取引協会に届け出る。

付 則 本要領は、取締役会の承認を得て平成17年5月1日より実施する。

付 則 本要領は、取締役会の承認を得て平成17年7月1日より実施する。

付 則 本要領は、取締役会の承認を得て商号を変更し、平成18年7月18日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
62名	2名	18名	46名

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
128名	23名	90名

⑧苦情紛争に関する事項

当社では苦情、相談を本店監査部商品先物監査課において受付し、基本的に文書により回答を行い、その真意を確認し、早期解決に向け適切な対応を行っております。

日々業務チェック状況報告及び部店別業務チェック報告について、商品取引所法並びに諸規則及び自主管理規則に照らし、常時営業部門の監督、指導を行っております。

(1) 平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事項	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	2	0	0	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	2	2	0	0	0
合計	5	4	0	0	1

平成18年度において、前年度からの苦情案件の2件に加え、新たに3件の苦情申出があり、取引に係るもの3件について年度中に2件の解決を行い、1件は処理中であります。またその他に係るもの2件については、事務処理ミスによるものであります。

紛争申出事項	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	2	0	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

平成18年度中に新たに紛争となった案件は2件であります。

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

訴訟件数	判決	和解	係争中
6	2	0	4

平成18年度中の新たな訴訟件数は2件ではありますが、前年度からの係争中の案件が4件あり、内2件は判決によるものであり、4件は現在も係争中です。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流 動 資 産]	7,714,995	[流 動 負 債]	6,742,967
現 金 及 び 預 金	1,058,475	信 用 取 引 負 債	5,049,991
預 託 金	1,220,000	貸 借 取 引 借 入 金	315,561
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	318	信 用 取 引 借 入 金	4,618,634
約 定 見 返 勘 定	973	信 用 取 引 貸 証 券 受 入 金	115,795
信 用 取 引 資 産	5,091,701	預 り 金	989,876
信 用 取 引 貸 付 金	4,972,430	受 入 保 証 金	337,357
信 用 取 引 借 証 券 担 保 金	119,271	受 取 差 金 勘 定	460
立 替 金	11,321	1年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	300,000
短 期 差 入 保 証 金	223,229	未 払 金	787
前 払 費 用	1,128	未 払 費 用	60,139
未 収 入 金	31,661	未 払 法 人 税 等	4,356
未 収 収 益	86,335	[固 定 負 債]	517,876
貸 倒 引 当 金	△ 10,150	長 期 借 入 金	100,000
		繰 延 税 金 負 債	152,158
[固 定 資 産]	674,609	退 職 給 付 引 当 金	265,717
有 形 固 定 資 産	49,193	[特 別 法 上 の 準 備 金]	51,499
建 物	22,117	証 券 取 引 責 任 準 備 金	32,725
器 具 及 び 備 品	27,076	<small>(証券取引法第51条)</small>	
無 形 固 定 資 産	36,246	商 品 取 引 責 任 準 備 金	18,773
電 話 加 入 権	9,804	<small>(商品取引所法第221条)</small>	
施 設 利 用 権	652	【 負 債 合 計 】	7,312,342
ソ フ ト ウ ェ ア	25,790	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	589,169	[株 主 資 本]	855,015
投 資 有 価 証 券	476,012	資 本 金	500,660
出 資 金	505	資 本 剰 余 金	115,369
長 期 貸 付 金	7,350	資 本 準 備 金	115,369
長 期 立 替 金	253,416	利 益 剰 余 金	238,986
長 期 差 入 保 証 金	104,668	利 益 準 備 金	84,732
長 期 前 払 費 用	247	そ の 他 利 益 剰 余 金	154,253
そ の 他 投 資	15,915	任 意 積 立 金	125,000
そ の 他	4,100	繰 越 利 益 剰 余 金	29,253
貸 倒 引 当 金	△ 273,045	(当 期 純 損 失)	△ 74,438
		[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	222,246
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	222,246
【 資 産 合 計 】	8,389,604	【 純 資 産 合 計 】	1,077,261
		【 負 債 ・ 純 資 産 合 計 】	8,389,604

② 損益計算書

損 益 計 算 書

(自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	1,130	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	19	
金 融 収 益	113	1,263
金 融 費 用		105
純 営 業 収 益		1,158
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,554
営 業 損 失		△ 395
営 業 外 収 益		
雑 収 入	3	3
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入	0	
雑 損 失	0	0
経 常 損 失		△ 392
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	287	
本 社 移 転 に 伴 う 補 償 金 収 入	56	343
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	
責 任 準 備 金 繰 入	3	
減 損 損 失	13	24
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 73
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		0
当 期 純 損 失		△ 74

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本準備金	利益剰余金					
			利益準備金	その他利益剰余金				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	500,660	115,369	84,732	125,000	103,692	929,454	368,348	1,297,802
当期純利益					△ 74,438	△ 74,438		△ 74,438
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							△ 146,101	△ 146,101
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 74,438	△ 74,438	△ 146,101	△ 220,540
当期末残高	500,660	115,369	84,732	125,000	29,253	855,015	222,246	1,077,261

④ 個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は、「会社計算規則」(平成18年2月7日法務省令第13号)の規定のほか「証券会社に関する命令」(平成10年総理府令・大蔵省令第32号)および「証券業経理の統一について」(昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議)、「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付社団法人日本商品取引員協会第9回理事会決定)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

所有有価証券の評価方法および評価基準

- | | |
|------------|---|
| ① 売買目的有価証券 | 時価法によっております。(売却原価は移動平均法により算出しております) |
| ② その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております) |
| 時価のないもの | 総平均原価法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法を採用しております。
なお主な耐用年数は、以下のとおりです。
建 物 8年～47年
器具・備品 3年～20年 |
| ② 無形固定資産および投資等 | 定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率により算出した額及び個別に判定した必要額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込相当額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法を採用)および年金資産の見込額に基づき計上しております。
会計基準変更時差異は10年で均等償却することとしております。 |
| ④ 証券取引責任準備金 | 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき、「証券会社に関する命令」第35条に定めるところにより、算出した額を計上しております。 |
| ⑤ 商品取引責任準備金 | 商品取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則第111条の定めにより算出した額を計上しております。 |

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ① リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるも |
|--------------|---------------------------|

の以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に関わる方法に準じた会計処理によっております。

- ② 受入手数料の計上基準 株式委託手数料については約定基準、商品先物委託手数料については決済基準（建玉の決済時点で委託手数料を計上する方法）をそれぞれ採用しております。
- ③ 消費税等の会計処理の方法 税抜き方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,077,261千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 410,461千円

この他受入保証金代用有価証券（保管有価証券）の担保提供 2,631,734千円
自己融資にかかる再担保提供 13,948千円があります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 70,724千円

(3) 損害賠償義務その他これらに準ずる債務

商品先物取引委託者からの損害賠償請求等に係る被請求額 36,539千円

(4) 関係会社に対する金銭債務

長期借入金 100,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する営業取引による取引高 3,049千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 6,513,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金 152,158千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	44,555千円
(2) 末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	30,363千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	
1年以内	8,065千円
1年超	6,834千円
計	14,900千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	(株)岡安	被所有 直接 17.1%	役員の兼任	劣後特約 付借入金	100,000	長期借入金	100,000
				利息の支払	3,049	金融費用	—

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	165円39銭
(2) 1株当たり当期純損失	11円42銭

10. その他の注記

(1) 減損損失の内容は次の通りです。 器具及び備品	13,870千円
-------------------------------	----------

⑤ 附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	千円 6,936	千円 23,718	千円 5,341	千円 3,196	千円 22,117	千円 14,760	千円 36,877
	器具及び備品	35,557	15,377	15,135 (13,870)	8,722	27,076	55,964	83,040
	計	42,494	39,095	20,477	11,919	49,193	70,724	119,918
無形固定資産	電話加入権	9,804	—	—	—	9,804	—	9,804
	施設利用権	266	500	—	114	652	1,154	1,806
	ソフトウェア	1,910	30,351	—	6,471	25,790	7,011	32,801
	計	11,980	30,851	—	6,585	36,246	8,165	44,412

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

2. 引当金の明細並びにその計上理由及び額の算定の方法

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	千円 262,477	千円 20,719	千円 —	千円 —	千円 283,196
賞与引当金	70,000	—	70,000	—	—
退職給付引当金	276,468	—	10,750	—	265,717
証券取引責任準備金	29,764	2,960	—	—	32,725
商品取引責任準備金	18,582	191	—	—	18,773

(注) 引当金の計上基準

貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、証券取引責任準備金及び商品取引責任準備金の計上並びにその額の算定の方法については、計算書類の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目		金 額
取引関係費	支 払 手 数 料	158,099 千円
	取 引 所 ・ 協 会 費	23,402
	通 信 ・ 運 送 費	95,219
	旅 費 ・ 交 通 費	7,385
	広 告 宣 伝 費	3,760
	交 際 費	10,740
	計	298,607
人件費	役 員 報 酬	57,302
	従 業 員 給 料	594,517
	外 務 員 報 酬	58,333
	その他の報酬・給料	10,887
	福 利 厚 生 費	88,931
	退 職 給 付 費 用	72,336
	計	882,309
不 動 産 費	不 動 産 費	86,323
	器 具 ・ 備 品 費	62,807
	計	149,130
事務費	事 務 委 託 費	120,193
	事 務 用 品 費	15,368
	計	135,562
減	価 償 却 費	18,853
租 公 税 課	印 紙 税	1,855
	そ の 他	12,223
	計	14,079
その他販売費・一般管理費	水 道 光 熱 費	10,049
	消 耗 品 費	271
	新 聞 書 籍 費	5,147
	寄 付 金	68
	諸 会 費	2,407
	会 議 費	131
	教 育 研 修 費	974
	従 業 員 採 用 費	17
	自 動 車 費	2,193
	雑 費 ・ 賄 費	931
	商 品 和 解 金 等	12,536
	売 買 過 誤 差 損 金	1,217
計	35,947	
貸 倒 引 当 金 繰 入	20,215	
合 計	1,554,704	

※ 会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産の利益を含む）を含みます。

⑥ 監査に関する事項

会社法第 436 条第 2 項第 1 号に基づく計算書類及びの附属明細書の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	19102.1%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	293.3%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	254.6%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	15.1%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	15.1%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	473.1%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	119.7%

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (*)}}{\text{リスク額 (*)}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則 (以下、「施行規則」という。) 第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額 (「市場リスク」という。) と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額 (「取引先リスク」という。) とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額 (*)}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

平成 19 年 3 月 月間売買高及び月末建玉数

岡安証券株式会社

NO. 1

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)				月末建玉数(枚)							
		自己		委託		自己		委託					
		売	買	売	買	売	買	売	買				
金	東京工業品取引所	0	0	260	323	260	323	0	0	52	139	52	139
	小計	0	0	260	323	260	323	0	0	52	139	52	139
銀	東京工業品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白金	東京工業品取引所	0	0	160	174	160	174	0	0	18	13	18	13
	小計	0	0	160	174	160	174	0	0	18	13	18	13
パラジウム	東京工業品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウム	東京工業品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム	東京工業品取引所	0	0	8	9	8	9	0	0	0	1	0	1
	小計	0	0	8	9	8	9	0	0	0	1	0	1
ガソリン	東京工業品取引所	0	0	3	1	3	1	0	0	2	0	2	0
	小計	0	0	3	1	3	1	0	0	2	0	2	0
灯油	東京工業品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原油	東京工業品取引所	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
小豆	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般大豆	東京穀物商品取引所	0	0	29	27	29	27	0	0	1	3	1	3
	小計	0	0	29	27	29	27	0	0	1	3	1	3
とうもろこし	東京穀物商品取引所	0	0	201	234	201	234	0	0	22	55	22	55
	小計	0	0	201	234	201	234	0	0	22	55	22	55

上場商品の種類	加入商品取引所	月間取引高(枚)						月末建玉数(枚)					
		自己		委託		計		自己		委託		計	
		売	買	売	買	売	買	売	買	売	買	売	買
アラビカコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	39	44	39	44	0	0	0	34	0	34
	小計	0	0	39	44	39	44	0	0	0	34	0	34
ロブスタコーヒー	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LYON-GMO大豆	東京穀物商品取引所	0	0	357	377	357	377	0	0	55	156	55	156
	小計	0	0	357	377	357	377	0	0	55	156	55	156
大豆ミール	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生糸	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜	東京穀物商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粗糖	関西商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コーン75指数	関西商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コーヒー指数	関西商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニッケル	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄スクラップ	中部大阪商品取引所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	0	0	1,058	1,190	1,058	1,190	0	0	150	401	150	401